

## 本校の部活動方針について

本校では「建学の精神」に基づき、「教育課程」と「部活動」を相互に関連させながら学校における教育活動全般を通して、生徒個々の力の育成を目指しています。併せて、「ともに学ぶ」ことや、「ともに活動する」ことにこそ、人としての学びがあると考えています。この意味で、部活動は大切な教育活動ととらえています。

部活動に対する国のガイドラインに則り、山形県教育委員会から「山形県における高等学校の方針」が策定され、これを受けて「山形城北高等学校 部活動の方針」を以下のように策定します。

## 山形城北高等学校 部活動方針

### 1 部活動基本方針

- ①本校の建学の精神「敬愛信」に基づき、部活動を通して人間性豊かで創造的活力に溢れる人材を育てる。
- ②知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む日本型学校教育の意義を踏まえ、活動を通して豊かな心や創造性を育む。
- ③部活動は生徒の自主的、自発的な活動により行われ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら、合理的で効率的、かつ効果的な活動となるよう配慮する。
- ④生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢や心身の健康の保持に資する姿勢、芸術文化活動に親しみ豊かな心や創造性の涵養を目指すとともに、充実した学校生活を実現させる。

### 2 部活動の適切な運営のための体制づくり

- ①部活動運営委員会を設け、各部の活動状況を把握、点検、評価を実施する。
- ②各部顧問は、年間活動計画及び活動実績を作成し、委員会に提出する。また活動計画については、保護者に周知するとともに理解と協力を得るよう努める。  
年間計画を立てるにあたっては、働き方改革の時間外労働の上限を考慮する。
- ③部活動の数については、生徒のニーズを踏まえつつ、部活動運営委員会で検討する。

### 3 部活動休養日と活動時間

- ①平日は1日以上、週休日は1日以上の休養日を設ける。
- ②活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。
- ③長期休業中の活動については、学期中に準じた扱いとするが、他にある程度の連続した休養期間を設ける。

※上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿、遠征などは除くものとする。

※上記の基準を原則とするが、目標とする大会前の特別強化期間については、少なくとも週あたり1日の休養日を設けた上で、他の期間に休養日を振替えることも可とする。

※定期考査前は、原則5日間の部活動停止日を設ける。ただし、校長が認める大会前であれば、許可を得た上で活動することを認める。

※校長が指定する強化指定部は、生徒の過度な負担とならないように配慮しつつ、活動時間の若干の延長も認める。ただし、休養日については、週1日程度設けることとする。

#### 《強化指定部について》

強化指定部は次の条件を目安に、年度ごと校長が指定するものとする。

- i 県高体連・高野連・高文連などの強化指定部、優秀指定部、強化指定選手が所属する部
- ii 前年度の各種大会において、県ベスト4以上の実績を残した部
- iii その他、校長が指定する部

### 4 部活動における事故防止

- ①各部顧問は、生徒の健康状態の把握、活動場所・用具・備品の安全点検、天候等に十分な配慮をする。
- ②各部顧問は生徒の過度の負担とならないように、出場大会・遠征・練習試合等を精査し、負担軽減を図る。